慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近代的家族の形成とピューリタニズム : スネル説批判を手がかりとして
Sub Title	The making of the modern family and Puritanism
Author	米山, 秀
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.特別号-II (1990. 3) ,p.16- 30
JaLC DOI	10.14991/001.19900302-0016
Abstract	
Notes	中村勝己教授退任記念論文集 : 西洋経済史・ 思想史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900302-0016

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」82巻特別号—II（1990年3月）

近代的家族の形成とピューリタニズム

——スネル説批判を手がかりとして——

'Giving Alms no Charity' Daniel Defoe

米山　秀

〔I〕序

第二次大戦後の日本において，等しく近代化理論と呼ばれる二つの理論が存在したことは周知の事実に属する。一つは1960年代に欧米から導入されたもので，もう一つは日本固有のものであったといえる〔中村，1967；1981〕[(1)]。両者はその起源が異なるだけでなく，決定的な内容的相違があった。前者においては必ずしも区別されることの無い「近代化（modernization）」と「工業化（industrialization）」を峻別することこそが，後者の主要目的であったからである〔Otuka, 1965：大塚，1969〕。この近代化理論にとって，イギリス史研究は特殊な戦略的意義を担っていた。イギリスの「工業化」すなわちイギリス産業革命は「近代化」を前提とした「工業化」の典型として，日本の「工業化」過程の戦後にまでいたる特殊性を認識する根拠を提供すると考えられたからである。

しかし，その後の日本においては，欧米から導入された楽観的近代化理論が多くの支持を集めて行くのと対応するように，イギリス史は近代化理論とは切り離された独自の研究対象と考えられて行くことになる。

一方これとは対照的に，英米においては，近代西欧的価値の問い直しを迫られた1970年代以降，「近代化」を意識したイギリス史研究が登場するようになる。本稿の直接の対象である家族史研究も，既に別稿でも指摘したように〔米山，1987 p. 68〕，1970年代以降英米において急激に研究が増大した分野の一つである。その社会的背景として，その代表者の一人でもあるローレンス・ストーンは，近代社会の自明の構成要素の一つであった西欧近代的家族の崩壊が，英米などで進行しつつあることを指摘している〔Stone, 1981 pp. 52-54〕。ストーン自身の研究によれば，家族員相互の関係や対外的関係が変化し近代的家族が出現するのは，産業革命に先立つ17世紀のことであり，家族の「近代化」は「工業化」に先立つ（before industrialization）ことであった。従って，「工業化」の進展は，近代的家族の存続を保証するものではないということになる〔Stone, 1977 p. 661〕。

このストーン説には，発表直後から賛否両論があった。しかし，最近発表された K. D. M. スネ

注（1）中村〔1967；1981 p. 10〕は，後者を表して「日本資本主義論争の末裔たる近代化論」とした。

ルによる批判は，根源的であると同時に有力な実証的根拠を持つものであった〔Snell, 1985〕。本稿の目的は，このスネルのストーン説批判を研究史の中に位置づけると共に，スネル説の最も重要な実証的根拠であるサウサンプトン市教区徒弟登録簿の分析に再検討を加え，スネル説に反批判を試みることにある。(2)

〔II〕 研 究 史

（1） ストーン説批判の歴史

ストーン説では，閉鎖的家庭的核家族と呼ばれる近代的家族は，1640年代にイングランドとニュー・イングランドに出現した。この家族の特徴は，核家族が外部に対して閉鎖的であり，内部では家族員相互が愛情的（affective）関係を持つものであることが，日記などの膨大な文献的史料を中心に示される。こうした家族が17世紀中葉に出現した社会的背景として，一方において近隣共同体（neighbourhood）と親族関係（kinship）が弱体化し，核家族への外圧が弱まり，核単位の境界が強化されたことが指摘される。他方，家父長制を社会秩序の維持に利用していた絶対君主制の崩壊に依って，家族の内部においても家父長的関係は愛情的関係に取って代わられたとした。こうした近代的家族は当初は社会的上層において出現し，19世紀までに漸次下層に普及して行ったとしている〔Stone, 1977 pp. 7-8, 655-661〕。

このストーン説に対しては，Shammas（1980）のように補強しようとする試みもなされたが，きびしい批判も加えられてきている〔米山，1987 pp. 73-74〕。1980年代前半までの批判は2つのタイプに分けられる。第一のタイプの批判は，いわば外在的・方法的批判と言えるもので，社会的中下層に対するストーンの関心の弱さが，Hill〔1978〕; Macfarlane〔1979〕; Sharpe〔1981〕等によって指摘された。その後，Spufford〔1981〕; Wrightson〔1982〕等による第2のタイプの批判が現れた。それらは共に，社会的中下層に関する主として文献的史料に基づく実証的批判であった。Spufford〔1981〕によれば，ストーン説の近代的家族の特徴は既に16世紀に確認でき，またWrightson〔1982〕によれば，ストーン説における近代的家族内部の関係は私的な現実においては17世紀以前から存在していたとされ，共に家族史における17世紀の画期性を否定した。

ところが，1985年に登場したスネルの批判は，それ以前のストーン説批判とは異なるタイプのものであった。スネルの批判は，社会的中下層に関する史料に基づく実証的批判であり，家族史における17世紀の画期性を否定する点ではそれ以前のストーン説批判と同様である。しかし，スネルは，それ以前の批判とは反対方向に画期を動かし，近代的家族は産業革命によって18世紀末に出現したと主張するのである。すなわちスネルの批判は，それ以前の批判とは異なり，ストーン説の根幹部

注（2） スネルの著作全体は，チェンバース以来の産業革命の楽観説を産業革命の主要舞台とならなかったイングランド南部を実証的根拠に批判しようとする極めて野心的の試みであるといえよう。本稿で取り上げたのは，その極一部であり，女性の職業労働に関するエンゲルス以来の悲観説を展開した部分と位置づけられる。

分である「工業化に先立つ近代化」という部分に加えられたものであったのである。

その際スネルが論拠とするのが，Family Economy（家的経済）論である。スネルによれば，産業革命以前には，社会的中層以下の個々の家は，産業革命以降と同様家事労働や子供の養育の単位であると同時に，職業労働の単位でもあった。また，この三領域は単位が一致するのみならず，家の内部で性的に分業されることもなく，更に，家の内部の家族と非家族の境界を形成することもなかった。すなわち，女性も職業労働に参加し男性も家事労働や養育に参加し，更に家族外の家の成員である徒弟等も職業労働だけでなく家事労働に参加したり養育を受けたりしていた。そこで，家族の排他的な愛情（Romantic Love）の基礎となるような家族の対外的障壁(barriers）は形成されえなかった。しかし産業革命によって Family Economy（家的経済）が解体されると，家族の対外的障壁が強化されるのみならず，性的分業が確立し「労働における相互協力（mutual cooperation in work)」という家族の絆が解消され，それに代わる絆として家族的愛情が出現したと主張する〔Snell, 1985 pp. 303-308〕。

スネルのこの Family Economy（家的経済）論の主要な実証的根拠となるのが，教区徒弟の登録簿である。ところがその分析結果は同時に，ダンロップ以来の教区徒弟に関する通説を批判することにもなったのである。

（2） スネルのダンロップ批判

スネルに批判されることになったダンロップ説は，主として教区徒弟制度がその法的基礎としてきた1601年法（43 Eliz., c. 2）以降の制定法の法文の分析等を基礎に，次のような二つの異質性を強調したものであった〔Dunlop, 1912 pp. 151-152, 248-251〕。第一に，16 世紀末に制定法によって新たに導入された教区徒弟は，中世以来の産業徒弟とは異質のものである。産業徒弟制は，徒弟の父親と手工業などの親方との契約に基づく，徒弟の職業訓練を目的とする制度であった。これに対し，教区徒弟制は，子供を養育できない貧民の居住する教区の役人が，実親に代わって子供を養育する親方を見いだし，奨励金を付けて徒弟に出すという慈善を目的とする制度であった。従って，親方は手工業者などである必要はなく，一定の資産さえあればよく，農民や牧師なども想定された。第二に，教区徒弟には，産業徒弟とは異なり，女子の徒弟がかなり含まれる。しかし，男子の教区徒弟と女子の教区徒弟は異質のものである。男子の教区徒弟は，養育の傍ら親方が偶然手工業者であった様な場合には職業訓練を受ける。これに対して，女子の教区徒弟は，養育の傍ら親方の婦人のもとで家事奉公をした。従って，女子徒弟の親方は，男子以上にあらゆる階層でありえた。

スネルのダンロップ批判は，この二つの異質性に向けられたものであった。スネルによれば，産業革命以前の Family Economy（家的経済）の下では，職業訓練と一般的養育（識字などの教育と躾）は未分離である。従って，養育を目的とする教区徒弟制も何等かの職業訓練的要素を包摂せざるを得ず，親方は「一定の資産さえあればよい」とは言えない。同様に職業と家事も未分離であり，その区分を前提とする男子徒弟と女子徒弟の相違は有り得ないと批判する〔Snell, 1985 p. 285〕。

表〔1〕 教区徒弟の親方の職業構成

	男子		女子	
	徒弟数	職業数	徒弟数	職業数
農業	3	2	5	1
食品業	24	7	5	3
織物業	161	13	31	12
その他	95	26	43	17
合計	283	48	84	33

〔Snell, 1985 p. 286〕より作成。

表〔2〕 男女の条件比較

	男	女
平均年季（年） 標準偏差	10.1 (2.40)	9.4 (2.42)
平均奨励金（ポンド） 標準偏差	1.78 (1.29)	1.96 (1.63)

〔Snell, 1985 p. 286〕より作成。

この批判の史料的根拠となるのは，17世紀に関してはサウサンプトン市教区徒弟登録簿で，以下の二つの分析がなされることになる〔Snell, 1985 pp. 285-287〕。第一の分析は，教区徒弟の親方の職業構成である。表〔1〕を基礎に次の二点が指摘される。まず，教区徒弟の親方が，農民であることはほとんどなく，多様な手工業者が含まれていたことが指摘される。次に，女子の教区徒弟は約4分の1を占め，またその親方は，あらゆる階層ではなく男子と同様「重労働ないし熟練労働の職における男性親方や女性親方（masters and mistresses）[3]」であったことが指摘される[4]。第二の分析は男女の教区徒弟の条件に関するものである。表〔2〕は男女の徒弟の年季と奨励金の平均とその標準偏差である[5]。これを基礎に次の二点が指摘される。まず，教区徒弟と産業徒弟のおかれた条件の相違は質的なものでは無く，平均奨励金は産業徒弟に比べればかなり低いものの，平均年季が7年余りの産業徒弟に比べて教区徒弟が2年ほど長いのは，後者が若干年齢が低いからに過ぎないと指摘している。次に，女子の奨励金が男子を上回っていたことが強調されるものの，この統計数値の性差の少なさは，「男子と女子の教区徒弟の経験が相互に異なっていなかったことを意味する」と指摘している。

注（3） サウサンプトン市徒弟登録簿には，女性が親方として登録されている事例が102例あり，81例は男性の親方と共にその妻が女性親方として登録されており，21例は女性が単独で親方として登録されている。従って，表〔1〕は，正確には教区徒弟の「男性」親方の職業構成である。

表〔1-1〕 教区徒弟の女性親方の職業構成

	女性親方	
	親方数	職業数
農業	4	2
食品業	3	3
織物業	17	6
その他	78	22
合計	102	33

〔*Southampton Apprenticeship Registers*〕より作成。

（4） 職業名の詳細については末尾の原表を参照。表〔1〕徒弟数の合計と表〔3〕の徒弟登録数の合計が異なるのは，前者には職名記載の無いものが含まれていないためである。

（5） スネルはこのほか徒弟修了時年齢の男女比較も行っているが，原史料にサンプル数が極めて少ないので本稿では省略した。

表〔2-1〕 サンプル数

	男子	女子
年季	42	43
奨励金	63	41

〔Snell, 1985 p. 286〕より作成。

スネルによる以上の二つの分析は，ダンロップ説に修正を迫るものであったといえる。ダンロップの主張する二つの異質性は共に修正が必要となるからである。すなわち，教区徒弟は養育のみならず職業訓練を男女の親方の下で受けており，職業訓練の有無という点で産業徒弟と相違はなかった。また，教区徒弟は男子のみならず女子も職業訓練を受けており，更に男女間に他の諸条件に相違が無い以上，家事奉公の有無という点でも男女間の相違はなかったと想定される。従って，二つの異質性論を主張するダンロップ説は，「史料の豊富な19世紀に基づく偏見」〔Snell, 1985 p. 287〕と結論付けられることになる。

（3） スネルのストーン批判

スネルによる以上の二つの分析はまた，ストーン説にも修正を迫るものであったといえる。スネルのストーン批判の論拠である Family Economy（家的経済）論の実証的根拠を提示したことになるからである。上記の分析結果は，親方の家の内部は次のような構造であったことを示している。男性親方と女性親方，つまり親方夫婦は共に教区徒弟に対する養育と職業訓練に携わっていた。また家事は，女性親方と女子徒弟が職業訓練に携わっていた以上，男性親方や男子徒弟もこれに携わっていたと想定せざるを得ない。従って，親方の家の内部では，性的分業は存在せず，また活動領域の相違に基づく家族と非家族の間の境界も存在しなかったことになる。

そこで，核単位の境界強化や家族内の愛情的関係が17世紀にあったとは，社会的中層以下では主張し得ないということになる。にもかかわら，17世紀におけるそれらの出現を強調するストーン説は，階級差（class differences）を軽視したものであり，キース・トーマスの性的二重道徳論と同様「労働者や職人階級には適用できない」〔Snell, 1985 pp. 306-307〕ということになろう。

しかしながら，以下で示すように，スネルの分析したサウサンプトン市教区徒弟登録簿は，必ずしもスネルの主張を支持するものではないのである。同登録簿は，ダンロップ説批判の根拠にはなりえても，ストーン説批判の根拠とはなり得ないのである。むしろ逆に，同登録簿はストーン説を補強する根拠となるのである。以上のスネルの分析には極めて重要な方法的欠陥が含まれていたからである。

〔Ⅲ〕 史料分析

既に別稿で述べたように，マクファーレンはイングランド史の15世紀から18世紀の間に重要な画期を求めようとすることに対し，無批判にマルクス・ウェーバー・トーニー・クロノロジーを前提とするものとして痛烈に批判した〔米山，1987 p. 69〕(6)。この三者のクロノロジーは全く同一ではないし，もちろん画期の根拠も同じではない。

注（6） マクファーレンは最近の論文集において〔Macfarlane, 1987〕，イングランド史には「革命」が存在しないとし，近代的な法・政治・家族・親族制度が中世の初頭から存在するというイングランド史の特異性（peculiarities）のためであると主張している。

しかし，中世と産業革命期の間に何等かの重要な画期を求める立場の総称としては必ずしも不適切な表現とは言えない。[7] さらにまた最近のケンブリッジ・グループの研究成果は，マルクス・ウェーバー・トーニー・クロノロジー批判に対する実証的根拠を提供しつつあるようにも思える。

スネルのサウサンプトン市教区徒弟登録簿分析は，こうした最近のイギリスの研究動向を典型的に示したものと言える。[8] スネルは，同登録簿の対象である17世紀という1世紀間を全く不変ものとして扱い，その間における時期的変化は全く分析対象としていない。しかし，以下で見るように，同登録簿は17世紀に極めて重要ないくつかの変化が生じていたことを示すものであり，しかもそれらの変化はスネルの主張を根底から覆す様な性格のものだったのである。

（1） 教区徒弟の変質

図〔I〕は，スネルが分析対象とした女子徒弟の比率，平均年季，平均奨励金及び女性親方の比

図〔I〕 教区徒弟の時期的変化

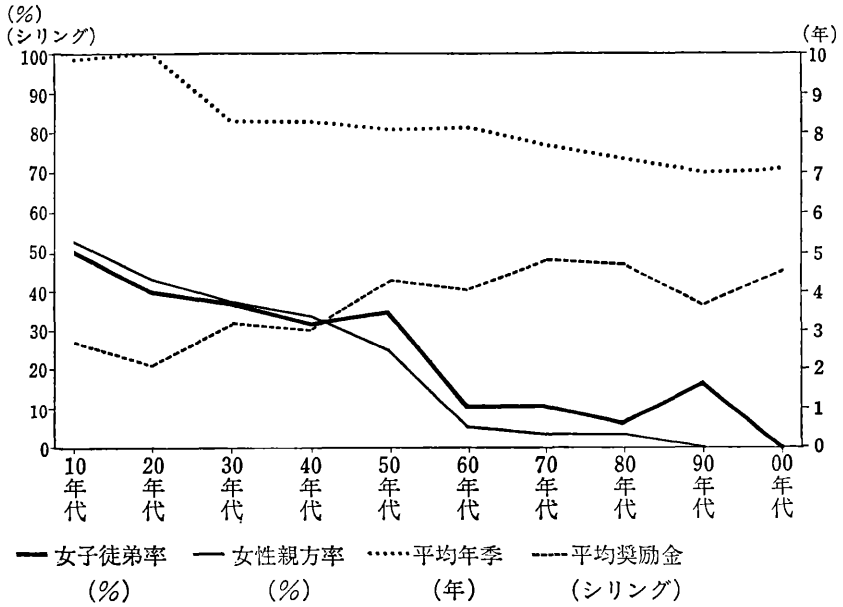

〔*Southampton Apprenticeship Registers*〕より作成。

注（7） 例えば，以下のような表現はマルクス・ウェーバー・トーニー・クロノジーを最も直截的な形で表明したものの一つであろう。

「1760年以後に起こった驚くべき爆発によって，新しい経済体制が作り出されたと同様に，新しい型の経済人も作り出されたのだとは，ときおり聞くことばである。だが実際には，後の発明家や技術者や産業資本家となって，破竹の勢いで進んで行ったその理想は，17世紀が終わるまでに，英国人のあいだでは，すでに確固としてうちたてられていたのである。」〔Tawney, 1926; 1938 p. 270: 1959 p. 205〕

（8） スネルは，奇妙なまでにマクファーレンに好意的であり，工業化以前の女性の地位に関するマクファーレンの解釈に賛意を表したり〔Snell, 1985 p. 306〕，マクファーレンに加えられたイデオロギー的批判に反論を加えたりしている〔Snell, 1989 p. 158〕。

率に関し，10年ごとの時期的変化を図示したものである。[9] 同図から明らかのように，徒弟中の女子の比率は，17世紀初頭には約半数であったのに対し，17世紀末には1割程度に減少しており，変化の画期は世紀の中葉にある。また女性の親方の比率も，ほぼ同様の時期的変化を示している。一方，平均年季は30年代から減少を始め1世紀間で約10年から約7年へと3分の1ほど短縮し，平均奨励金は約25シリングから約50シリングへと漸次的ではあるが1世紀間にほぼ倍増している。

スネルは平均値と並んで，年季と奨励金に関しては標準偏差も分析対象としていた。表〔3〕は，年季と奨励金に関し10年ごとの時期的変化を表示したものである。10年代ごとの登録数に相違があるので厳密な表現は避けざるを得ないが，17世紀全体としては標準偏差は減少していく傾向にあったことは指摘し得る。変化の画期は世紀の中葉，より正確には，年季は60年代と70年代の間に，奨励金は40年代と50年代の間に，それぞれ画期があると言える。

表〔3〕 標準偏差の時期的変化

年　　代	10	20	30	40	50	60	70	80	90	00
年季標準偏差	2.41	2.34	1.65	2.16	2.25	2.17	1.05	0.63	0.96	0.00
奨励金標準偏差	28.17	26.85	31.21	32.40	19.71	19.71	19.55	17.07	20.10	5.00
登録数	61	28	73	42	53	42	30	36	25	18

〔*Southampton Apprenticeship Registers*〕より作成。

上述の教区徒弟の時期的変化は以下の3点に要約できる。第一点は，世紀の中葉を画期として，女子徒弟及び女性親方が激減し，世紀末には事実上消滅しているということである。第二点は，徒弟の契約条件が年季に関しても奨励金に関しても，世紀の前半に比して後半の方が徒弟に有利な方向に変化しているということである。第三点は，世紀の中葉を画期として，徒弟の契約条件が年季に関しても奨励金に関しても，標準化しているということである。猶，世紀の後半は事実上女子は消滅しているので，第二点と第三点は主として男子徒弟に関するものといえる。

既述の研究史との関連では，第一点から，17世紀後半には男子徒弟と女子徒弟を比較することは意味がなく，この点に関するスネルのダンロップ批判は誤りではないとしても無意味であることは明らかである。しかし，他の二点の研究史との関連は，上記の史実だけでは確定できない。そこで以下では，スネルが分析対象としなかった登録簿の項目を，一項目分析対象に導入することにしたい。

（2） 慈善財源の変質

1610年の制定法（7Jac. I, c. 3）に依って，教区徒弟の契約時に教区役人が親方に支払う奨励金の財源が二種類になった。従来からの財源は，教区役人が教区民から徴収する救貧税で，いわば公的強制的なものであった。これに対して新たに導入された財源は，私的自発的なものであり，管理は教区役人が行うものの，私的個人の寄付金に基づいて設定された基金によるものであった。17世紀の

注（9） 1609年11月に登録された1例は10年代に含めた。00年代は，最後の登録記録である1708年3月までである。なお，10年代に登録された1例は性別不明。

サウサンプトンでも，同市の有力商人であるナサニエル・ミルやピーター・シール等に依って相次いで6基金が設定され，合計138人の教区徒弟の奨励金が支払われた。(10)

図〔I-I〕は，基金率すなわち奨励金が基金に依って支払われた徒弟の比率を，図〔I〕に追加したものである。教区徒弟に関する既述の3つの時期的変化と，基金率の時期的変化との間に時期的相関があったことは，図〔I-I〕だけからでも明白である。しかし，両者の因果関係は登録簿だけからでは確定しえず，別の史料を分析対象に導入せざるを得ない。

図〔I-I〕 教区徒弟の時期的変化と基金率

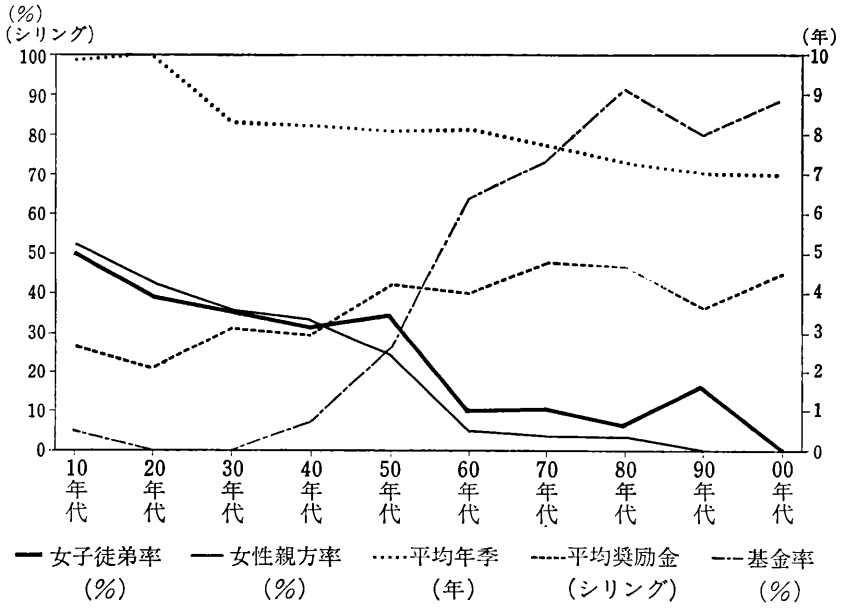

〔*Southampton Apprenticeship Registers*〕より作成。

基金に依って奨励金が支払われた138人の徒弟の内，半数以上に当たる80人がナサニエル・ミルの基金によるものであった。(11) 彼自身に関しては不明な点が多いが，幸い彼の遺言状の一部がSouthampton Apprenticeship Registers の史料解説の内に覆刻されており利用ができた。

ナサニアル・ミルの遺言状（1638年）の一部

「貧民の男子で読み書きのできる者を，毎年4名，この町の市長と当面はその下僚の裁量で，何等かの手工業もしくは他の職の徒弟に出すためとして，……。8ポンド，すなわち，上記のように貧民の男子で読み書きができるか少なくとも良く読める者を，徒弟に出す際に，各自に現金で40シリング。またこれに加えて，各自の徒弟契約の際に彼自身の適正な使用のために，

注（10） 産業徒弟の登録簿から，ミルは絹物商，シールはジャージー島出身の貿易商であることが推測できる。〔*Southampton Apprenticeship Registers*, E. N.: 114, 88〕

（11） ミルまたはシールと記載されている1例を含む。

英語版聖書，紙の本，ペンと角製のインク入れ，各計10シリング相当。私からの毎年の贈物の利益を享受できるのは，貧民の男子で，それなしにはその両親や友人がその男子をよそに徒弟に出せない者のみである，というのが私の意図である。」

〔Merson, 1968 p. LXVII〕

上記の遺言状から，ミルの基金設定の趣旨は以下の3点であると推測できる。第一に，慈善の対象は貧民の有能な男子のみであること。第二に，慈善の目的は手工業などの職業の徒弟に出すためであること。第三に，奨励金は現金で40シリング，聖書などで10シリング，合計50シリングであること。

従って，基金率の増大は教区徒弟に以下のような変質を引き起こしたと考えられる。第一に，対象が男子に限定されたために，女子徒弟の比率が減少したことは明らかである。(12) 第二に，目的が職業訓練に特定化されたために，徒弟契約以前に識字などの養育を終えていることが条件とされ，徒弟の契約年齢が上昇し，結果として年季が短縮したことが想定される。(13) また，平均奨励金の額が50シリング前後になることは容易に想定できる。第三に，限定された対象に対し特定の目的で一定の条件で徒弟契約が行われるため，契約条件が標準化したことも容易に想定できる。

要約すれば，公的財源から私的財源へという慈善財源の変質の結果，教区徒弟制は男子の職業訓練の制度へと標準化したといえる。従って，スネルのダンロップ批判は17世紀前半に関しては全く妥当すると言える。また，17世紀後半に関しても女子については意味を失うものの，産業徒弟と男子の教区徒弟の異質論に対する批判としては極めて妥当性が高いと位置付けられよう。

そこで残された問題は次の二つである。一つは，上記の一連の変化は，スネルのストーン批判の評価とどのようにかかわるかという問題である。もう一つは，教区徒弟の変質の内慈善財源に依っ

注 (12) 対象が男子に限定された理由は，重要な問題であるが，不明である。但し，男子への限定はきわめて厳格かつ自覚的に行われていたことは明らかである。例外的に女子が対象とされた事例に関し，次のような記載が登録簿に残されているからである。

アン・シュードの徒弟登録簿（1663年7月10日）の一部

「ナサニエル・ミル寄贈金は，寄贈者が男子を徒弟につけるために提供したものであったが，男子に関しては遺贈者の遺言に従って徒弟につけべき男子を都合良く見いだし得なかったことに鑑み，市長と現任の市参事会員は，上記の貨幣で上記の児童を徒弟につけた。」〔*Southampton Apprenticeship Registers,* E. N.: 941〕

(13) 徒弟の契約時の年齢は記録例が少ないので，十分な根拠を示せないが，以下のような時期変化をしている。

表〔4〕 年代別平均年齢

年　代	10	20	30	40	50	60	70	80	90	00
年　齢	10.91	9.00	13.25	11.91	12.47	—	13.50	14.00	—	—

単位：歳　　—：記載例無し

〔*Southampton Apprenticeship Registers*〕より作成。

スネルは社会的下層の家族における親の子供に対する管理の問題に関し，ストーンが徒弟契約時の年齢を低く想定し議論していることを批判している〔Snell, 1985 p. 332〕。この批判自体は正当であるが，ここでも時期変化の視角が見落とされている。

て説明されない部分，すなわち女性親方の減少という時期的変化の背景が説明されなくてはならないという問題がある。この二つの問題を検討するために，一連の変化と平行して進行していたと考えられる親方の家の内部での変化を整理してみることとする。

（3） 家族の変質

スネルのストーン説批判は，Family Economy（家的経済）論を論拠とするものであった。しかし，上述の一連の変化は，Family Economy（家的経済）論は必ずしもストーン説批判の十全な論拠とはなりえないことを示している。

上述のような教区徒弟の変質は，親方の家の内部の構造を次のように変質させたと考えられるからである。17世紀の初期には，親方の家は Family Economy（家的経済）の典型的特質を有するものであった。女子徒弟及び女性親方とも半数近くを占め性的分業が存在せず，家の成員はすべて職業労働と家事に従事していたと考えられる。また，諸条件の標準偏差が大きく徒弟の目的が職業訓練以外の養育など多様の要素が含まれていたと考えられる。更に，平均年季も長く，徒弟のかなりの部分が親方の家で養育を受けていたと考えられ，家族と非家族の間の活動領域の相違に基づく境界が弱かったと想定できる。一方，これに対し17世紀の末期には，親方の家は Family Economy（家的経済）のかなりの特質を失っている。教区徒弟は男子に限定され，また目的も職業訓練に特定され，更に親方は男性に独占された。そこで親方の家の内部では職業領域は男子と男性に独占され，結果として女性は家事と養育の領域に活動を限定され，性的分業が確立したと想定できる。更に，非家族である家の成員は男子徒弟に限定され，職業領域に活動を特定されるため，結果として家族と非家族の間の境界は強化されたと想定できる。(14)

17世紀の末期の親方の家の内部構造は Family Economy（家的経済）が完全に解体したことを意味するものではない。依然として，家は家事と養育の単位であるのみならず職業労働の単位であったからである。にもかかわらず，親方の家の内部では性的分業が強化されまた家族の対外的境界も強化されていた。従って「労働における相互協力」の機会は減少し「家族の対外的障壁」は強化されたといえる。すなわちスネルが産業革命期に想定した近代的家族のこの二つの成立条件は，Family Economy（家的経済）が完全に解体しなくても17世紀には出現し得ていたのである。ストーン説は，手工業者の親方という社会的中層にも妥当することになったのである。

そこで最後に残された問題は，このような研究史的意味を持つサウサンプトン市における家族の変質が，一般性を持ち得るかを検討することであろう。(15)

注（14） 産業徒弟制をめぐる興味深い見解の対立，社会的幼児期の延長手段とみなす見解〔Thomas, 1977 p. 214〕と社会的自立の手段とみなす見解〔Ben-Amos, 1988 p. 59〕の対立に関しても，親方の家の構造の時期的変化の要因を考慮にいれて評価する必要があろう。

（15） スネルは，17世紀に関してはサウサンプトン市教区徒弟登録簿の他，ロンドンの女子徒弟の例にも言及しているが，これは彼自身も認めるように例外的エリートで，一般性は無いであろう〔Snell, 1985 p. 273〕。

（4） 慈善観念の変質

サウサンプトン市における家族の変質は教区徒弟の変質によるものであった。更にまた，教区徒弟の変質は慈善財源の変質によるものであった。そこで問題は，公的強制的財源から私的自発的財源へという慈善財源の変質の原因とその一般性と言うことになる。

表〔5〕は，基金の提供者の一人であるロバート・ソーナーの遺言状の一部である。幸い一部が，19世紀の地方史家 Davis によって覆刻されており，また簡単な伝記も付されており，利用ができた〔Davis, 1883 pp. 307-308〕。表〔5〕からも明らかのように，ソーナーが奨励金のための基金を設けたのはサウサンプトン市だけではなかった。というのは，ソーナー自身は元々サウサンプトン市民ではなく，表中にもロンドンの店舗付きの不動産への言及があるように，富裕なロンドン商人であった。しかもまた，彼はハンドンのガードラーズ・ホールで集会を開いていた独立会衆派の一員であった。1688年に引退しサウサンプトン近郊に移り住み，同市のアバブ・バーで集会を開く独立会衆派の長老をしていた。遺言状の上段に登場するのがこの集会のためのもの[16]で，これと並んで無料学校や徒弟の独立資金，そして徒弟の奨励金のための慈善がなされていたのであった。

表〔5〕 ロバート・ソーナーの遺言状（1690年3月31日）の一部

遺贈または信託財産	被遺贈者または被信託者	遺贈または信託目的
200ポンド	会衆の役員	牧師の生計維持
アバブ・バーにある家のリース権	会衆の役員	現在と同様の利用目的（会衆の集会場として）
500ポンド	ハーバード大学（ニュー・イングランド）	
不動産（ロンドン市リーデン・ホール・マーケットにある店舗付き土地）からの地代年80ポンド（1769年まで）	ロンドン市のベニット・スウェイン　サウサンプトン市のアイザック・ワット　ロンドン市のトーマス・ホリス　サウサンプトン市のジョン・ブラック・ストーン　及び彼らの後継者からなる管財団	管財団自体のために（年10ポンド）無料学校（ドーセット州リトン教区）の維持費（年20ポンド）　サウサンプトン市等4都市における徒弟の奨励金及び独立資金（年50ポンド）

〔Davis, 1883 pp. 307-308〕より作成。

ソーナーの遺言状において，公的な教区教会からの財政的独立と，公的な慈善からの財政的独立とが同時に同列に現れることは決して偶然ではない。ピューリタンとして教区から独立することは，公的な慈善観念から独立することを意味するからである。すなわち，中世の宗教団体から16・7世紀の公的機関が引き継いだ「無差別的・感傷的」慈善から，「差別的・目的的」慈善というピューリタン的慈善観念〔Jordan, 1959 pp. 146, 263〕へと慈善観念を変質させることを意味するからである。このような慈善観念の転換が，慈善財源の転換を必要としたのであった。

他の基金の遺贈者に関しては同様な史料は利用できなかった。しかし，既述のナサニエル・ミル

注（16） 独立会衆派が職業牧師型の分離派であったこと，及びロンドン商人との関係については，大西〔1981 pp. 30-31〕参照。

の遺言状の記載もピューリタン的慈善観念と適合的な内容のものであり同様な思想的背景に立つものと推定できる。慈善対象の限定性，慈善目的の特定化といった遺言状の主旨がピューリタン的慈善観念と適合的であるからであった。そこで，家族の変質の原因としてこのような慈善観念の変質を想定できるのである。だとすれば，このような家族の変質はサウサンプトン市の特殊な現象とは言えないであろう。このようなピューリタン的慈善観念は，「時代のエースト」として17世紀中葉のイングランドの多くの都市に浸透して行ったからである〔Jordan, 1959 p. 154〕。

〔IV〕 結 び

本稿の目的は，スネルのストーン説批判の実証的根拠となった，サウサンプトン市教区徒弟登録簿の分析に再検討を加えることにあった。その結果，以下の二つの検討結果を得た。第一に，スネルの同登録簿に対する分析は時期的変化の要因を欠落させるという重要な方法的欠陥を内包しており，この要因を分析視角に導入すると同登録簿は逆にストーン説を補強する根拠となるものであることが判明した。第二に，ストーンが社会的上層に関し主張した17世紀中葉における近代的家族の出現の条件が，手工業者の親方という社会的中層でも充足しえる実証的根拠を，同登録簿は提供しえるものであることが判明した。更にこの背景には，ピューリタンによる慈善観念の変質が存在したことが遺言状などの史料から予想でき，同市以外にも一般的に同様な家族の変質が想定された。

第一の検討結果であるスネルの方法的欠陥の背景として，17世紀には重要な変化は存在しないという分析に先立つ前提を指摘しえる。これは一面においてマクファーレンが主張する中世から産業革命に至るイギリス史の連続説を踏襲しているといえる。しかしマクファーレンの連続説には次のような傾聴すべき批判も含まれているのである。すなわち，マルクスやウェーバーの業績を基礎に，経験的実証的根拠無しに市民革命と言ったような画期を分析の前提にし，「近代化」を主張する態度に対する批判である。(〔米山，1987〕)。そこで，経験的実証的根拠無しに連続性を分析の前提にする態度も批判されなくてはならないのである。(17)

ところで，第二の検討結果を換言すれば，産業革命という「工業化」に先立って，家族の「近代化」がより広範な社会層で進展していたことが一般的に想定可能であるということになる。だとすれば，少なくとも家族に関しては「近代化」と「工業化」を峻別する経験的根拠をイギリス史は提供しえるのである。更にまた，この両者の峻別を強調することは，変化した状況において陳腐化した戦後的モチーフを無反省に繰り返すことを意味するものではない。日本と同様「近代化」を伴わない特殊な「工業化」を試みた多くの国々が「近代化」への決意を相次いでしている現在，日本の特殊性を説明する原理の必要性は戦後よりむしろ高まっていると考えられるからである。(18)

注 (17) 例えば，ストーン説とも直接対立する親族関係の連続説もしばしば主張されるものであるが〔米山，1987，pp. 68-72〕，17世紀中葉に親族関係の機能に変化があったことは，サウサンプトン市の産業徒弟登録簿を根拠に論証し得る〔米山，1988〕。

表〔Ia〕〔表I〕の原表

職業	Occupations	男子徒弟数	女子徒弟数	職業	Occupations	男子徒弟数	女子徒弟数
農業	Agricultural			桶工	Cooper	8	2
耕作	Husbandry	2	5	金匠	Goldsmith	0	1
庭師	Gardener	1	0	船員	Mariner	5	0
				自由石工	Freemason	5	0
食品業	Food/drink			理髪師	Barber	1	2
肉屋	Butcher	5	1	音楽師	Musician	3	1
パン屋	Baker	3	1	バスケット製造工	Basketmaker	3	2
醸造業者	Brewer	2	0	船大工	Shipwright	5	2
旅籠屋	Innholder	2	0	石板工・	Hellyer/	12	0
食料品業者	Victualler	3	3	鉛管工	plumber		
漁師	Fisherman	7	0	剪毛工	Shearman	0	1
ぶどう酒商	Vintner	2	0	大工	Carpenter	7	2
				塗師	Painter	2	0
織物業	Clothing			煉瓦積工	Bricklayer	2	1
仕立屋	Tailor	26	4	船乗り	Sailor	1	4
手袋製造工	Glover	5	2	縮絨工	Fuller	2	0
織布工	Weaver	8	2	獣皮仕上工	Currier	2	0
梳毛工	Woolcomber	14	3	綱製造工	Ropemaker	8	0
サージ織布工・	Sergeweaver/	31	9	行商人	Chapman	0	1
セイ織布工	sayweaver			タバコパイプ製造工		4	0
靴工	Cordwainer	32	4		Tobacco pipe maker		
フエルト帽製造工	Feltmaker	2	1	ぶどう酒桶工	Wine cooper	2	0
織元	Clothier	18	1	造船台製造工	Blockmaker	4	0
毛織物仕上工	Cloth worker	5	1	皮鞣工	Tanner	2	0
靴修繕工・	Cobbler/	9	1	蹄鉄工	Farrier	0	1
靴修理工	translator			留め紐製造工	Pointmaker	1	0
カージ織布工	Kersiweaver	1	0	鋳物製造工	Castermaker	1	0
ボタン製造工	Button maker	1	2	木挽	Sawyer	1	0
絹織布工	Silk weaver	9	0	金物商	Ironmonger	0	1
裁縫屋	Sempstress	0	1	日雇い	Labourer	1	4
				未亡人	Widow	0	10
その他の職業	Other occupations			家政	Housewifery	0	5
指物師	Joyner	5	3				
鍛冶屋	Blacksmith	7	0	合計	Total	283	84
ロクロ工	Turner	1	0	割合（%）		77.1	22.9

〔Snell, 1985 p. 286〕より作成。

注（18） 本稿では，扱うべくして十分に扱い得なかった問題も多い。例えば，近代的家族の形成に当たってストーンが重視する家父長制の後退も扱い得なかった。家父長制の強化と解体の両面がピューリタニズムには指摘されている。前者を強調する代表的見解は Hill〔1964 pp. 445-446〕であり，後者の代表的見解は Walzer〔1965 p. 188〕であろう。家父長制的国家の解体と家父長制的家族の解体との関係に付いては，差し当り米山〔1987 pp. 76-78〕参照。

表〔I-Ia〕 図〔I-I〕の原表

比較項目	10年代	20年代	30年代	40年代	50年代	60年代	70年代	80年代	90年代	00年代
女子徒弟率	50.00	39.29	35.62	30.95	33.96	9.52	10.00	5.56	16.00	0.00
女性親方率	52.46	42.86	35.62	33.33	24.53	4.76	3.33	2.78	0.40	0.00
平均年季	9.878	10.000	8.352	8.250	8.094	8.146	7.767	7.361	7.040	7.000
平均奨励金	26.65	21.00	31.13	29.65	41.58	40.00	47.76	47.04	36.00	45.00
基金率	4.92	0.00	0.00	7.14	26.42	64.29	73.33	91.67	80.00	88.89

〔*Southampton Apprenticeship Registers*〕より作成。

《引用文献タイトル一覧表》

〔A〕 **Primary Source**

'A Calendar of Southampton Apprenticeship Registers, 1609-1740', Merson, L., (ed.), 〔1968〕. *Southampton Record Series.* XII.

〔A'〕 **Secondary Source**

Davis, S. D., 〔1883〕. *A History of Southampton,* Gilbert.

〔B〕 **Secondary Works**

Ben-Amos, I. K., 〔1988〕. 'Service and the Coming of Age of Young Men in Seventeenth-Century England', *Continuity and Change,* III, 1.

Dunlop, O. J., & R. D. Denman, 〔1912〕. *English Apprenticeship & Child Labour, A History,* Macmillan.

Hill, C., 〔1964〕. *Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England,* Secker & Warburg.

Hill, C., 〔1978〕. 'Sex, Marriage and the Family in Eegland' *Economic History Review,* 2nd ser., XXXI, 3.

Jordan. W. K., 〔1959〕. *Philanthropy in England, 1480-1660: A Study of the Changing Pattern of Social Aspirations,* George Allen & Unwin.

Macfarlane, A., 〔1979〕. 'Review of Lawrence Stone, "The Family, Sex and Marriage in England 1500-1800", *History and Theory,* XVIII, 1.

Macfarlane, A., 〔1987〕. *Culture of Capitalism,* Basil Blackwell. (常行敏夫氏と現在翻訳中である。)

中村勝己, 〔1967〕. 「日本の『近代化』」慶應義塾経済学会(編), 〔1967〕. 『日本経済の近代化』東洋経済新報社。; 中村勝己, 〔1981〕. 『内村鑑三と矢内原忠雄』リブロポート。

大西晴樹, 〔1981〕. 「ロンドン商人社会の動向とピューリタン革命」『西洋史学』CXXIV。

Otuka, H., 〔1965〕. 'Modernization Reconsidered——with special reference to Industrialization——', *Developing Economies,* III, 4: 大塚久雄〔1969〕. 「近代化と産業化の歴史的関連について——とくに比較経済史の視角から——」『大塚久雄著作集 四』岩波書店。

Shammas, C., 〔1980〕. 'The Domestic Environment in Early Modern England and America', *Journal of Social History,* XIV, 1.

Sharpe, J. A., 〔1981〕. 'Domestic Homicide in Early Modern England and America', *Journal of Social History,* XIV, 1.

Snell, K. D. M., 〔1985〕. *Annals of the Labouring Poor: Social Change and Agrarian England, 1660-1900,* Cambridge U. P.

Snell, K. D. M., 〔1989〕. 'English Historical Continuity and the Culture of Capitalism: the Work of Alan Macfarlane,' *History Workshop Journal,* XXVII.

Spufford, M., 〔1981〕. *Small Books and Pleasant Histories: Popular Fiction and Its Readership in Seventeenth-Century England*, Methuen.

Stone, L., 〔1977〕. *The Family Sex Marriage in England, 1500-1800*, Harper & Row.

Stone, L., 〔1981〕. 'Past Achievements and Future Trends of Family in the 1980s', *Journal of Interdisciplinary History*, XII, 1.

Tawney, R. H., 〔1926〕. *Religion and the Rise of Capitalism*, Murray; 〔1938〕. Pelican Books: 出口勇蔵，越智武臣（共訳），〔1959〕.『宗教と資本主義の興隆—歴史的研究—』下巻，岩波書店。

Thomas K., 〔1977〕. 'Age and Authority in Early Modern England', *Proceedings of the British Academy*, LXII.

Walzer, M., 〔1965〕. *The Revolution of the Saints, A Study in the Origins of Radical Politics*, Harvard U. P.

Wrightson, K., 〔1982〕. *English Society 1580-1680*. Hutchison.

米山　秀，〔1987〕.「前近代イギリス家族史—1980年代前半の研究史—」『三田学会雑誌』八十，1。

米山　秀，〔1988〕.「17世紀イングランドの親族関係—サウサンプトン市『徒弟登録簿』分析を基礎として」『研究論叢（東京都立商科短期大学）』三六。

（東京都立商科短期大学助教授）